

## 第 20 回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成 21 年 12 月 10 日（木）19 時から 21 時 10 分
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合大会議室
- 3 委員出欠 出席 13 人
  - ・出席委員 荒木千恵子、大江宏（会長）、河本美代子、小林隆志、佐藤壽、田中茂利、寺嶋均（副会長）、時津直子、中澄子、藤生よし子、増田雅則、松井和夫、吉野正徳
- 4 出席者
  - 事務局 高畑智一、内藤和男、岡本正昭、荻原正樹、大木和彦、御前憲昭、奥山尚、飯泉研、深井恭、田中寛
  - パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 4 人

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
  - （ 1 ）環境影響評価及び都市計画手続きについて
  - （ 2 ）地元協議会について
- 4 協議事項
  - 環境影響評価事後調査について
- 5 その他
  - 次回日程調整
- 6 閉会

### 【配布資料】

#### 議事次第

【資料 1】第 19 回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録（要旨）

【資料 2】環境影響評価事後調査について（その 3）

## 【会議録】

午後7時 開会

### 1 開会

【事務局挨拶】

【配付資料の確認】

### 2 会長あいさつ

【大江会長挨拶】

### 3 報告事項

#### (1) 第19回市民検討会議事録について

大江会長： 会議録について訂正等があったらお願いしたい。

A 委員： 議事録の5ページの売電収入のところに関して1年間の運転経費の考え方と、前回いただいた価格審査講評(2ページ)に記載のある「その売電収入及びRPS証書の販売にかかる収入は組合と運営事業者において合理的な方法により分配する」の関係について質問したい。

事務局： 建設費(税抜き)は96億8,000万円。それから、本来の運営費(税抜き)は20年間で113億9,000万円であり、建設費と20年間の運営費を合計すると210億7,000万円である。ただ、運転事業者は、売電収入を20年間で65億7,000万円見込んでいるので、210億7,000万円から65億7,000万円を引いた145億円(税抜き)が入札の金額になっているとご理解いただきたい。運営費が113億9,000万円なので、20年で割ると年5億円ちょっとの経費がかかるということである。

現在、三鷹市の環境センターでも、この程度ないしは若干これより多めにかかっていると聞いており、運営費については妥当な金額ではないかと思っている。

審査講評の2ページの「売電収入については組合と運営事業者において合理的な方法により分配する」という内容は、事業者が見込んでいる20年間で65億7,000万円、この分については、運転事業者が見込んだ65億7,000万円を超えた場合、超えた分について、運転事業者が7割、そしてふじみ衛生組合が3割という比率で案分するという事になっている。

C 委員： 議事録の5ページについて、排ガス処理方法については結局、オファーしてきたものが乾式方式であった。この乾式方式は予想していなかったのか。

事務局： ふじみ衛生組合新ごみ処理施設の排ガス基準は、非常に厳しい基準であるため、クリアするには通常は湿式方式を提案してくるだろうと見込んでいた。要求水準書(仕様書)では、湿式でも乾式でもどちらでも結構であるとなっている。実際、ここ数年で薬剤等の技術もかなり進み、今回、乾式でも基準をクリアできるということである。

C 委員： 乾式と湿式で、金額にどのくらい差があるのか。

事務局： ごみ焼却施設の見積もりについては、全体で出していただいているので、その部分で切り離して計算というのは基本的にはできない。

大江会長： 質問は以上にしていただき、公開のほうの手続きに入らせていただきたい。

## (2) 環境影響評価及び都市計画手続きについて

### 【事務局説明】

大江会長： これについて、何か質問があったらお願いしたい。ないようなので、次の地元協議会について、願います。

## (3) 地元協議会について

### 【事務局説明】

大江会長： こちらも精力的に議論が進んでいるようであるが、これについて、何か意見、質問はあるか。

C 委員： この地元協議会は、主に自治会長等が会長、副会長、幹部になられているが、20年間、全くメンバーがかわらないのかどうか。また、学識経験者とか、特に公害などについての専門的知識がある方が地域にとらわれず参加する必要があったほうがベターなんじゃないかと考える。その点はどうか。

事務局： 地元協議会の設置規定により委員の任期は2年ということで、再任を妨げないというようなことで進める。

学識経験者については、例えば協議会において何か勉強会をやるとういうようなことが総意で決まった場合などは、専門の先生を呼んで、テーマを設けて勉強していこうという方向では考えているが、メンバーに加えていくとういうようなことは、今は考えていない。

C 委員： 学識経験者を入れたほうがいいと思う。専門的な知識がないと、なかなかわからないことがある。

大江会長： 規定は何か設けていくのか。必要に応じて。

事務局： 規定上、学識経験者を講師として呼び出すことができる。

大江会長： 学識経験者を加えたほうが良いのではないかという意見だが、今度、会長に選ばれたD委員、お考えはどうか。

D 委員： 必要なときに学識経験者を呼び出すということで良いのではないかと考えている。最も重要なのは、我々地元の間がそれなりの理解をするということではないかと私自身は考える。

大江会長： 随時、その規定を生かすという方向でやっていただければいいのかなとも思いますが。ご意見はあるか。

E 委員： 協議会は何カ月に何回とかという決まりがあるのか。また、先々週の市報に細かく出たものとは別なのか。

事務局 : 開催回数については、特に決まっていない。来年の2月から3月ごろ、JFEエンジニアリングと建設工事請負契約を結ぶため、それに合わせるようにこの工事協定を結びたいということで今進めている。

とりあえず現在、11月4日からもう3回目で、頻繁に開いている。年度が変わったら、月1回から二月に1回ぐらいのペースになるのではないかなと考えている。また、市報に出ていたという件は、多摩青果の土地の跡地利用のことである。市報には、次回の開催のお知らせしか載せていない。

B 委員 : 工事協定という中身(概略)と、平成24年度に公害防止協定との関連性についても説明いただきたい。また、建設ニュースの配布範囲はどの程度まで、配布されているのかということをお願いしたい。

事務局 : 新ごみ処理施設の建設工事に伴って、周辺住民の方々に工事車輛等の通行等に対して迷惑が及ばないように、皆様方と協議をしながら、その作業時間帯、作業をする日、そのようなことを具体的に協議して協定を結ぶというのがまず1点。また、新施設ができたとき、排ガスや排水などについても皆様の意見を聞いて協定を結んでいくということである。

まず、建設工事前に工事協定を結び、その後、運転開始前までに、公害防止協定を結んで、それから運転を始める、このようなことで進めている。

また、建設ニュースの配布範囲はこのニュースに記載のとおり、「500メートルに係る自治会等」ということで、配布範囲は、500メートルでかいた円の中のものである。地元協議会は、500メートルにかかる自治会等でもうちょっと広範囲になるが、ニュースを配っている範囲はふじみ衛生組合敷地境界から500メートルの範囲内の方々に配っている。

大江会長 : およそ何戸とか、何人とか出るのか。

事務局 : 全部で、約4,500世帯ぐらいで、その方々に全戸配布をしている。

大江会長 : 工事協定と公害防止協定で、基本的には中身は大きく違うわけではないが、大きく分けて工事と、運転開始後にかかわる協定だと思うが。

H 委員 : ごみ減量への取組み意識を高める上でも、こういう協議会があるということを含め、もっと広範囲に広げて配布はできないものか。

F 委員 : この協議会と、市民検討会との関係について、接点があるのか教えていただきたい。

大江会長 : 大切な質問が2つ出た。ニュースをもう少し広く配布できるのか、このニュースが別の媒体を通じて広く公開されているのか。それと今のこの地元協議会と市民検討会の役割分担及び関連について、説明していただきたい。

事務局 : 影響が一番大きいだろうということで、周辺住民の方々に情報を手厚く報告をするというような形をとらせていただいている。もちろん市報などでPRもするが、私どもは、ふじみの周辺住民の皆様方の500メートルの範囲の方々を中心として広報活動させていただいている。また、この建設ニュー

スについては、ふじみ衛生組合のホームページをごらんいただければ、すべての市民の方が見る事ができる。さらに、年に2回、ふじみ衛生組合のニュースをA3判の新聞折り込みで三鷹市、調布市全域に全戸配布している。

市民検討会は、施設整備に関することをメインに検討いただく場であり、地元協議会は、地域環境の保全及び公害防止対策、交通安全対策、情報公開、施設に異常が発生したときの措置に関する事などについて議論いただく場であり、周辺の住民の皆様方とは地元協議会を通じて工事協定を結び、公害防止協定を結ぶという形になるかと思う。そういう役割分担をご理解いただきたい。

A 委員： 環境に関し、事後調査とモニタリングという関係は非常に密接な関係と思うので、意見の相違がないようにうまくやっていかなければいけないのではないかと思う。31年を前提とした事後調査だけではなく、途中途中での環境調査も大事である。これはモニタリングの問題であると思うので、地元協議会との話し合いを十分にしなければいけないが、市民検討会でもその環境評価については、やはりある程度、きちっとチェックなどしていかなければいけないのではないかなと思う。

大江会長： この市民検討会は、任期も決まっており、スタートさせるところまでが基本かなと思っている。地元協議会との関連ということで、基本的な枠組みを示してもらったが、具体的には、次の協議事項の説明をいただくと、もう少しクリアになってくるかと思う。

#### (4) 環境影響評価事後調査について

##### 【事務局説明】

C 委員： 事後調査というのは、常時やっている調査とどこが違うのか。

事務局： 調査については、まず工事中と工事の完成後がある。工事の完成後で環境に与える影響が大きいときは、ごみの排出量が一番多い平成31年度で見ている。これは、三鷹市、調布市のごみ処理基本計画の中で、この時期に排出量が一番ピークになるという数値に基づいて、この31年度の環境影響評価上のピークになるというふうに見ている。モニタリングについては、地元協議会に報告していくわけであるが、モニタリングの内容について、測定場所、回数、時期だとかを今後協議会の中で話を詰めていくことになると思う。

大江会長： ほかに質問は。

B 委員： このモニタリングと事後調査との調査方法などは違いがあるのか。

事務局： 回数、場所などは別にしても、調査の方法については変わらない、同じというふうに考えている。

H 委員： 大気汚染だとか悪臭とかというのは、その都度変わるもので、1年に一度は調査するとか、そういう何年後にやるとかではなくて、毎年行われるべき

ことではないのか。

事務局：事後調査については、東京都の環境影響評価条例で定められており、工事中と完成後とごみのピーク時にやりなさいということになっている。

調査回数等については地元協議会と詰めていくことになるが、最終的には義務的部分とそうでない部分が補完をされて、そしてトータルで安心安全を確保していく、こういうことになるのかなと思う。

C 委員：モニタリングについてもいろいろな法令があって、どういう検査をしなくてはいけないというのがあり、協議会で任意に決めることではないのではないのか。また、工事中、ダンプトラックとかについては、生活道路の中に入ってくるというのが一番問題なので、トラックがどういう経路で入ってくるか、そういうことを決めないと、生活道路に入ってきたら、それはこの500メートル範囲ではない。

事務局：モニタリングに関し、ダイオキシン類も、例えば年1回という法的な決まりがあり、それは実施する。ただ、地元協議会と今後公害防止協定を詰めていく中で、当然、法的なことは実施するが、地元として、もっとやってほしい上乘せの部分について、今後、地元協議会と詰めていくということである。

事後調査スケジュールの25年度以降の空欄について、その埋める内容については地元協議会と公害防止協定の中で埋めていくことになる。

工事用のトラックについては、今まさに地元協議会と詰めているところで、ご容赦いただきたい。

大江会長：基本的には、この資料2の1枚目の事後調査とモニタリングについて整理されているものが一番まとめなのかなと思うが、ほかに質問等はあるか。

A 委員：市民検討会議はいつまで続くのか。この事後調査の中で、温室効果ガスの対応はどうか。また、SPMは今、一応検討項目に入っているが、PM2.5、これの環境基準値が環境省から7月ごろ告示されたと思うので、これについて1日の平均が35ミリグラム/立方メートル、1年平均15ミリグラム/立方メートルというようなものが告示されていると思うが、これについて今後どういうふうにこの施設で取り扱っていくのか。

事務局：本市民検討会は、要綱上、施設が完成するまでという形になっている。そういう面では、試運転期間中に性能が発揮できているかどうかを市民検討会の皆様にチェックしていただくということは可能だと思う。

また、PM2.5の話については、当然、法的な措置がなされれば、法律に基づいてその対応を図っていくというふうに考えている。さらに、温室効果ガスについては、環境影響評価書の中でも、今回、発電を9,700キロワット以上行っていくということで、そういった廃熱を利用して発電などを行い、CO2の削減に努めていくということである。加えて、場内で発生する蒸気や温水の利用や屋上緑化、敷地内の緑化対策、雨水利用、太陽光パネルなど

も計画し、極力CO<sub>2</sub>の削減に努めていくというような方策を考えている。

寺嶋副会長： 廃棄物処理に係わる地球温暖化ガスに関して、炭酸ガス等の排出量というのは、日本全体の炭酸ガスの排出量換算で大体4%程度ではないかと言われている。市町村によって差はあるが、バイオ系のごみが25%とか30%ぐらい含まれている場合があるわけで、このバイオ系のごみに関しては、植物が育つときに太陽の光と水と植物の中の葉緑素、これで空気中の炭酸ガスを吸収してくれている。よって、その20%から30%のバイオ系のごみを燃やしたときに出る炭酸ガスは、これはその植物が育つときに、あるいは育てて我々がごみとして出すまでに空気中から炭酸ガスを吸収してくれるので、その炭酸ガスを燃やして放出するだけだからイーブンであり、これは地球温暖化には影響がないという部分である。ただ、それを差し引いても、ごみを燃やすと炭酸ガスは出ざるを得ない。

ただし、ごみを衛生焼却処理することによって生活環境を維持する、保全するという社会的に大きな役割を果たしているということの中で、日本の国内的には、ある面では認めていただいている。ごみを焼却する上での炭酸ガスの放出ということについては、生活環境を維持することとの見合いの中でやむを得ないというような、そういう位置づけになっていると思う。

大江会長： CO<sub>2</sub>を減らすには、ごみを減らしていくこと。そこに結びつけていく努力で、この温室効果ガスを少なくするということに一番結びつくような気がする。そこへ結びつけるごみ行政なり、市民の協力があって初めて温室効果ガス対策にもなると思っている。

A 委員： 温室効果ガスを減らすかということではなく、二酸化炭素の排出量を90年度に対して25%削減できるのかどうかお聞きしたい。

パシフィックコンサルタンツ：

温室効果ガスの排出量については、副会長の説明のとおり、バイオ系のものは算出しなくていいということになっており、プラスチック系のごみを燃やしたときに生ずる炭酸ガス量ということになるので、それは一定のごみ量に対して、環境省にてマニュアルが作成されており、そのごみ量1トン当たりに対して、そのプラスチック系のごみを燃やすとCO<sub>2</sub>が何トン出ますという換算係数がある。単純に量と係数を掛け合わせるとCO<sub>2</sub>の量が出るということである。

そのほか今回の施設では、灯油などの助燃に使う燃料の使用量から求まるCO<sub>2</sub>というものもあるし、電気を発電し、施設内で使用することによるマイナス分のカウントもすることができる。これらを考慮すると、年間で多分2万トンぐらいのCO<sub>2</sub>が出てくるかと思われる。

CO<sub>2</sub>が90年比どのぐらいになるかということについて、はっきりと言えないが比較の問題として、三鷹市民だけのごみを処理する三鷹市環境セン

ターのCO<sub>2</sub>量と、調布・三鷹の両市民のごみを処理するふじみ新ごみ処理施設のCO<sub>2</sub>量は、それほど変わらない量である。

三鷹市環境センターで平成18年度の段階で出ているCO<sub>2</sub>の量は、総量で、大体2万1,000トンである。それと、二枚橋で調布がごみ処理をしていたとき、調布分は、大体1万1,000トンのCO<sub>2</sub>が出ていたので、総量で3万2,000トンである。

今回の施設の稼働に際して出るガスの量は、評価書の段階では2万4,000トンぐらいと算出している。6,000トンぐらいマイナスということになるが、このときに算出した発電量は、発電効率が大体12%ぐらいであり、この後、JFEエンジニアリングが提案した発電効率が21%であるので、もっと削減効果があるということである。

D 委員： 三鷹も二枚橋も発電はしていないので、ごみの燃焼効率だけで比較するとどうなるか。つまり、発電量を引かないと。これだけ教えて欲しい。

パシフィックコンサルタンツ：

発電量を引かないと、約3万6,000トンぐらいである。人口とごみ量が若干増えるので、そのところは増えるということになる。

大江会長： 二枚橋と三鷹を足して3万2,000、それが増えるわけか。今あるものよりも大幅に増えるというのはどうしてか。

パシフィックコンサルタンツ：

1つは、今回、31年ベースで出しているということ、ごみ量が最大となる時期である。CO<sub>2</sub>の量が単純に足すと増えるということであるが、その理由としては、1つに、ごみ量に応じて設備が大型化しているということが1点、それから、予測条件として、エネルギーの使用量については、予測の精度という問題もあるが安全を見て、若干大きめの値、安全側の値を採用しているということである。大きなところでは、電気の排出係数というものが、これについては、年によって排出係数が大分上下する。その関係で大きめに出ている。

F 委員： 市民検討会は、施設を整備することと、それからコミュニティのことを考えるということをおっしゃったが、再度、市民検討会と地元協議会について教えていただきたい。

事務局： 最後まで見届けたいという意欲は大変ありがたいと思う。前述のとおり、市民検討会と地元協議会には役割分担があり、施設を建てるまでは市民検討会が、大枠のところをきっちりと決めていただき、それが立ち上がった後は、地元協議会の皆さんにその役割をバトンタッチしていくという形である。細かい部分については、地元協議会が、20年間監視をしていく。

F 委員： 例えば、こういう問題が市民検討会の中にあるけれども、協議会としてはどうでしょうかということを行うということはあるのか。



大江会長： もちろんできると思うが、事後評価についてかかわってきたりした場合は言える。もちろんこの市民検討会のほうから協議会へフィードバックしていかなければ意味がないと思う。

事務局： 例えば、建てている最中に音が出たり、臭いが出たりとかをイメージしていると思う。地元協議会のほうで、細々したところが工事協定の中でやられていくわけで、そういうバトンタッチだとお考えいただけたらと思う。

F 委員： 具体的に施設そのものに対してのいろいろな問題が、例えば、大気汚染とか公害の部分でもう少しここをきちっと整備すればいいというふうなことが起こってくることはないのか。

事務局： 決められた性能がもし守られないということになったら、私どもは施設の引き渡しを受けない。設計性能がきちんと発揮できることを検証し、そして大丈夫だということで引き渡しを受けるわけで、性能が出ないときには、性能を出すために事業者みずからが直していかなければならない。試験運転の期間でそういう細かなところを調整して、完全に所期の設計性能を発揮したものを受ける形になるので、ご安心いただきたい。

大江会長： 設計性能ばかりではなく、新たな基準の問題が出てきた場合の対応は。想定外の話が出てきた場合はどうか。問題によりけりだろうが。

事務局： 例えば、ダイオキシンの法規制がさらに厳しくなった場合は、当然それをクリアしないと施設を運転できないので、契約変更して法規制に対応できるような施設にする。

E 委員： 市民検討会と地元協議会での考え方に相違が生じた場合はどのように対応するのか。どういう形で、市民検討会に伝わってくるのか。

事務局： 今後、地元協議会のほうから、例えば煙突が高過ぎる、圧迫感があるから下げてくれといわれても、これは市民検討会で決めたことであるし、それに基づいて設計が進んでいるので、そういったコンセプトの部分については一切変更はない。あくまでも市民検討会で決めたことがそのまま採用されるということになる。

A 委員： 事後調査として想定される調査内容、それから工事完了後、それぞれに想定される調査内容ということで、調査時期と調査地点、これは法律等に基づいたものなのか、それともふじみで決めたことなのか。建設位置地点などは、これは地元協議会との関係もあると思うが、どのように決めていくのか。

事務局： 今回、環境影響評価書を作成するに当たり、事前の現況調査を実施している。これは法や条例、それに伴う規則など、調査方法の指針に基づいて行っており、事後調査についても、当然その方法については事前の調査と同じ内容で行っていくということである。

事後調査の中で想定される調査内容等は、ふじみ衛生組合で考えたものである。時期については、先ほど説明したスケジュール表の中の時期とピーク

時、例えば車の台数が多いとか、機械の動いている時期が多いとか、そういう時期に合わせて時期の設定をしている。

D 委員： 先ほどの専門家不在で大丈夫かという問題について、地元協議会の会長として専門家についての考え方をちょっとお話ししたい。

専門家といってもいろいろなタイプがあるわけで、全部の専門家を委員にさせていただくというのはとても不可能なので、随時必要なときに設けていきたいというのが基本的考えである。ただ、弁護士さんを一人委員の中に入れてさせていただいて、法律問題については随時相談していきたいと考えている。

A 委員： 電気は売電するというので、この事業者の収入ということだが、温水とかを三鷹市で利用するという場合、その温水代とか、どういう扱いになるのか。温水代は事業者の収入となるのか。

事務局： その温水をどのぐらいの金額でということは、今後の検討事項になろうと思っている。両市と今後詰めていかなければいけないと思っている。

大江会長： 温水の所有者はふじみになるか。

事務局： 温水の熱源についてはふじみの熱源である。

H 委員： 事後調査計画スケジュール案の中に、例えば、新たな渋滞が起こったときのいろいろな諸問題とか、ここに提起されている以外の予期せぬ事項が起きた場合、それは新たに追加していくというふうに考えてよいか。

パシフィックコンサルタンツ：

事後調査は、予測したことについて、予測した結果がそのとおりであったかどうかを検証するというのが第一の目的である。例えば予測した結果よりもすごく高い騒音レベルになってしまったとか、そういうことになった場合には、当然対策をとっていかなければいけないということになる。

その予期しなかったことについては、その段階で対処していくということになる。

大江会長： 工事車輛等で渋滞が起きた場合はどうなるのか。それも含めてどうか。

パシフィックコンサルタンツ：

この程度の台数であれば、まず起きないと思う。考え方として、車輛をすべて滞車させないように、この工事区域に引き込むということを前提で行っている。例えば22年8月に110台となっているが、それが午前8時の1時間に110台来るわけではなく、分散しながら1時間あたり大体10数台とかの間隔で来るということなので、まずこの工事が原因で渋滞が起きるということはある得ないのではないかなと考えている。

H 委員： そうとも限らない。それはあり得ないという断定はできないはずだ。

パシフィックコンサルタンツ：

もしそれが起きた場合は、警察等と協議しながら問題に対処していくということである。事後調査をやるが、例えば騒音とかを測定して、結果が出て、

東京都に報告するまでには、一ヶ月とか、そのくらい時間がかかってしまう。渋滞を引き起こしているとなると、すぐ改善しなければいけないという話になるので、そのときはアセスの制度云々というより、もっと効果的な対策をすぐにとることが重要ではないかなと思う。

大江会長： 突発的な事態には、臨機に対応していくということかと思う。

事務局： 11月30日に、新ごみ処理施設を建設するJFEエンジニアリングと基本契約を締結した。この基本契約とは、この後、建設請負契約及び運營業務委託契約を締結にするに当たり、基本的な事項を契約することにより、今後の履行を担保させるためのものである。

また、平成25年度から新ごみ処理施設を運営する会社が設立された。名前は、エコサービスふじみ株式会社で、所在地は、東京都調布市八雲台2-8-1となる。JFEエンジニアリングの100%子会社である。

#### (5) その他

##### 【事務局説明】

大江会長： 2月5日金曜日19時から、第21回を入れさせていただきたい。ほかに何かあるか。

D 委員： 昨日の地元協議会で延べ床面積の話があったが、建物の高さに関連し、28メートルの部分の面積の考え方について説明して欲しい。また、コミュニティ施設をどうするかということにも関連するかもしれないが、やはり努力したということが我々にきちんとわかるようにして欲しい。また、緑化計画などについてこういう席でぜひ紹介してもらいたい。

事務局： 設計の部分も含めて大変タイトな中で私どももやっている。最大限努力した結果、こういう形になったと示さざるを得ないのは事実だが、コミュニティ施設についても、中身の運用の仕方、ソフトの部分、潤沢にスペースがとれているわけではない中で、いかにソフトの面でアイデアを出していくかというところにお知恵を絞っていただけたらと思っている。

D 委員： これは個人的な意見だが、環境学習をするような部屋は、ほんとうに環境にふさわしい部屋でやってこそ意味があって、冷暖房ががちがちのところでは環境学習をしてもあまり意味がないと思う。そういうこともあわせて工夫していただきたいと思う。これは要望として。

大江会長： 結果がいきなり出てくるのではなく、努力プロセスの情報を提供してほしいのと、その結果に対してこういう形があったということを見えるようにしてほしいということだと思う。その辺、できる限り今の要望も含めて反映させていくようなことは可能なのか。そこはいかがか。

事務局： 切迫した状況の中で設計を行っている。例えば、間取りを決めるに当たっても、スペースが限られた中での間取りなので、いろいろなことができると

ということではない。しかし、その中で最大限努力した形で、ソフトの部分でお知恵を出していただければというふうに思っている。限られた2.6ヘクタールのスペースの中ですべてやろうとすると、それはやはり不可能な部分がある。例えば、他都市のように、広い土地のところに敷地も潤沢にあって建てる場所とはまるで条件が違うので、そういう制約の中であるということだけはご理解いただきたい。

大江会長： ありがとうございます。この辺で今日は終了とする。

#### 4 閉会

午後9時10分散会